

指定居宅介護支援事業所「未来」における居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団カワムラヤスオメディカルソサエティが開設する指定居宅介護支援事業所「未来」が実施する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある利用者及び家族の意思に沿って、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、自立支援の理念のもとに要介護者等の心身の状況と生活上の問題を踏まえ、要介護者等や家族を中心にして各専門職が合議することを調整し、その判断に基づいた包括的で一体化された介護サービス計画が作成されるように支援する。

二 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供がなされるよう調整に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 指定居宅介護支援事業所「未来」
- 二 所在地 岐阜市芥見大般若1丁目84番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 介護支援専門員

管理者は、事業所の従業員の管理及び指定居宅介護支援の利用者の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その管理を一元的に行う。

二 介護支援専門員 4名（常勤職員【管理者】 兼務 1名）
（常勤職員 専従 3名）

介護支援専門員は、居宅介護支援に伴う、サービス担当者会議の開催とサービス計画の立案、実施、評価、修正を計画的に合議する事を継続して提供する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日
- 二 営業時間 平日8時30分から17時30分
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- 四 休業日 土曜日、日曜日、祝日、お盆休み1日
年末年始（12月30日から1月3日まで）

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供は次のとおりとする。

- 一 居宅介護支援の利用希望者が相談を申し入れた場合、その利用希望者の居宅に赴き相談を受ける。
- 二 居宅サービス計画ガイドライン又はMDS－HC方式の課題分析表に沿って情報を収集しサービス計画の原案を作成し、複数のサービスの情報を提供

- する。
- 三 利用者及びその家族の意思に基づき必要な専門職との連携を図りサービス担当者会議を設定する。
 - 四 会議開催場所は利用者及び家族の状況に応じ、出席しやすい場所を選び調整する。サービス担当者会議の上で利用者及び家族の決定によりサービス計画を作成する。
 - 五 居宅訪問の頻度は、各サービスの訪問状況及びサービス内容の確認のため必要に応じ居宅を訪問する。サービス計画の初期時は頻回に、継続時はサービス計画の評価日を決め1月に1回利用者の訪問希望も考慮し居宅の訪問を実施する。
 - 六 サービス計画の修正に関しては、利用者の意思に基づき、サービス担当者会議を計画的に実施していく。
 - 七 関係市町村における介護認定審査会が要介護者等の被保険者証に書見を記載した場合は、利用者にその趣旨を説明し理解を得た上で、その意見を配慮したサービス計画を作成する。
 - 八 地域包括支援センターから委託された介護予防のサービス計画を作成する。

(指定居宅介護支援の内容)

- 第7条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。
- 一 居宅サービス計画作成のための課題分析及びサービス計画の原案作成
 - 二 居宅サービス計画作成のためのサービス調整
 - 三 サービス担当者会議の運営
 - 四 居宅サービス計画の監視及び再評価
 - 五 居宅サービスに関わる苦情処理
 - 六 当該利用者の要介護認定等に係る申請の援助及び更新申請の援助
 - 七 関係市町村から依頼される訪問調査
 - 八 地域包括から委託された介護予防の計画作成

(利用料等)

- 第8条 指定居宅介護支援を提供した利用料の額は、厚生大臣が定める基準の額によるものとし、法定代理受領分は無料である。
- 二 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う場合の交通費は実費請求する。

(通常の事業の実施地域)

- 第9条 通常の事業の実施地域は岐阜市、各務原市、関市、岐南町の区域とする。

(苦情・ハラスメント処理)

- 第10条 利用者からの苦情に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者からの苦情・ハラスメントに対して、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。また、別紙、重要事項説明書（指定居宅介護支援事業所「未来」のご案内）にて、当事業所、市町村、国保連のそれぞれの相談窓口および受付時間、電話番号を案内する。

(その他運営についての留意事項)

- 第11条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の質の向上を図るため研修の機会を設け、また業務体制を整備する。
- 二 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 三 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する。
- 四 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団カワムラヤスオメディカルソサエティ理事会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 三 その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画)

第13条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

附則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成22年9月16日から施行する。

附則 この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成24年6月25日から施行する。

附則 この規程は、平成24年7月17日から施行する。

附則 この規程は、平成25年5月16日から施行する。

附則 この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附則 この規程は、平成 26 年 1 月 16 日から施行する。

附則 この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 26 年 8 月 16 日から施行する。

附則 この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。